

平成 27 年第 2 回加西市教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 27 年 2 月 23 日（月） 13 時 30 分
2. 閉会日時 同 日 15 時 20 分
3. 開催場所 加西市役所 5 階大会議室
4. 出席委員 委 員 長 内 藤 堯 雄
委 員 市 場 かおり
委 員 荒 木 貴 子
委 員 渡 邊 隆 信
教 育 長 松 本 直 行
5. 委員及び傍聴人を除き、会場に出席した者の氏名
教育次長 後 藤 倫 明
教育総務課長 中 倉 建 男
学校教育課長 柿 本 博 司
こども未来課長 伊 藤 勝
文化スポーツ課長 深 江 克 尚
図書館長 上 坂 寿 人
総合教育センター所長 安 富 均
教育総務課総務係長 伊 藤 陽 子
6. 付議事項
議案第 4 号 平成 27 年度教育の重点の策定について
議案第 5 号 加西市教育振興基本計画審議会設置要綱の制定について
議案第 6 号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 7 号 加西市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 8 号 加西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 9 号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 10 号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 11 号 加西市教育委員会評価委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について
議案第 12 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第 13 号 加西市子どものいじめ防止等に関する条例の制定について
議案第 14 号 加西市子どものいじめ防止等に関する条例施行規則の制定について

議案第15号 加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 児童生徒の就学すべき学校の区域を指定する規則の一部を改正する規則
の制定について

7. 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

8. 質問及び討議の内容

議案第4号 平成27年度教育の重点の策定について

教育次長より、平成27年度教育の重点の策定について説明する。この冊子は、加西市教育振興基本計画に基づき、平成27年度の重点施策をまとめたものである。昨年度から変更になった箇所を下線を引いている。主な内容について、順次説明する。そして、教育の重点の拡大版と「加西っ子の生活習慣“あ・い・う・え・お”」の拡大版を作成し、学校、保護者に啓発していく。公立教育施設等連絡先一覧については、平成27年度から開園する北条東こども園、泉幼児園、休園になる西在田幼稚園の住所等の変更を反映した情報に修正している。

続いて、平成27年度予算トピックスについて説明する。教育委員会関連の具体的な推進事業の主なものを挙げており、これらの事業を踏まえて、教育の重点を策定している。課ごとの主な事業について順次説明する。

教育委員より、予算トピックスの中にある小中連携推進事業の予算額は小・中学校間を子ども達が移動するためのバス代なのか、また、どれくらいの学校が想定されているのかとの質問があり、総合教育センター所長より、市内全小中学校でこの取組を進める際に、子ども達が移動するためのバス代及びタクシー代であると回答する。

教育委員より、いじめ防止は人権と密接な関係がある。日頃の教育が大切である。学校生活の中でいじめ防止や人権について取り組んでほしいと要望があり、教育次長より、人権を大切に、その中でいじめ等への取組ということで努力したいと回答する。

議案第5号 加西市教育振興基本計画審議会設置要綱の制定について

教育次長より、加西市教育振興基本計画審議会設置要綱の制定について説明する。第1期教育振興基本計画を策定する際にも設置したが、平成27年度は第1期の計画の最終年度である。そのため、平成27年度に平成28年度からの第2期教育振興基本計画を策定する必要がある。したがって、平成27年度に、基本計画の審議会を設置し、その策定にあたって

いただくため、この設置要綱を定めるものである。設置要綱の所掌事務や組織について説明する。

教育委員より、設置要綱の中に「基本計画審議会は原案の策定をし、」とあり、附則に「この要綱は、(中略)基本計画の策定をもって効力を失う。」とあるので、計画案ができるまでは、この審議会が責任を持つのかとの質問があり、教育次長より、そのとおりであると回答する。

教育委員より、教育振興基本計画原案の市長への報告はどうするのかとの質問があり、教育次長より、策定後、教育委員会として市長に報告することになる。新教育委員会制度がスタートすると、総合教育会議や教育振興基本計画と関連が深いのは総合教育会議の中でもとめられる大綱である。平成27年度については、現教育振興基本計画の最終年であるが、現の教育振興基本計画を基本に総合教育会議で議論されたものを取り込んだ大綱になる。平成28年度からは、平成28年度から32年度までの教育振興基本計画が策定されるため、さらに総合教育会議で大綱を検討して内容を追加することもある。

議案第6号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より、加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明する。一番大きな変更点は、教育委員長が教育長に変わる点である。「委員長」を「教育長」に改め、その他関連箇所の文言を変更し、現状に即した内容にしている。また、条項の移動による整理を行っている。

教育委員より、第19条に「秘密会の会議録」とあるが、「秘密会」という言葉はどのような意味かとの質問があり、教育総務課長より、公開が原則の会議を非公開で行うことである。会議録は作成するが、公開はしないと回答する。

教育委員より、委員長という名称がなくなって、委員長と教育長が一本化されるということであるが、職務代行者はないのかとの質問があり、教育総務課長より、従前は、教育長の職務代行者は教育次長、委員長の職務代理者は前任の委員が職務を行っていたが、新制度では、教育長の代理はあらかじめその指名する委員がその職務を行うことになる。

議案第7号 加西市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より、加西市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則の制定について説明する。変更内容は「委員長」を「教育長」に改め、条項の移動による整理を行っている。

議案第8号 加西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より、加西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について説明する。変更内容は「委員長」を「教育長」に、「捺印」を「押印」に改め、条項の移動による整理を行っている。

議案第9号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より、加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について説明する。変更内容は、教育長の代理を「教育委員会の指定する事務局の職員」から「その指名する委員」に改め、条項の移動による整理を行っている。現実には事務局の職員が事務を行うと思うが法律上はこのようになっている。

議案第10号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明する。変更内容は「教育委員会は、(中略)教育長に委任した事務であつても、特に必要があるときは報告を徴することができるものとする」を「教育長は、(中略)委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」に、「教育長職務代行者」を「あらかじめその指名する委員」に改め、条項の移動による整理を行っている。

議案第11号 加西市教育委員会評価委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より、加西市教育委員会評価委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について説明する。変更内容は条項の移動による整理である。

議案第12号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より、加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について説明する。変更内容は、委員長印の廃止と「教育長職務代行者印」を「教育長職務代理者印」に改める。また、北条東こども園及び泉幼稚園の公印調整、富田幼稚園、北条東幼稚園及び北条南保育所の公印の廃止である。

議案第13号 加西市子どものいじめ防止等に関する条例の制定について

総合教育センター所長より、加西市子どものいじめ防止等に関する条例の制定について説明する。平成26年4月に加西市いじめ防止基本方針を策定し、その中で重大事態に対処するため調査組織を作る必要があり、条例、施行規則を制定する。

この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、子どものいじめの防止等に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが互いを認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として制定する。法第14条第1項のいじめ問題対策連絡協議会、同条第3項の教育委員会の附属機関、法第30条第2項の市長の附属機関は条例設置となっており、いじめ防止等の対策をより実効的に行うために早急に機関を設置する必要があるため、この条例及び委員会規則を定めるものである。

以降、当該条例について説明する。

教育委員より、当該条例の対象になるのは小学生以上なのか、それよりも小さい子どもは対象外なのかとの質問があり、総合教育センター所長より、小学生から高校生が対象である。国の法律において、小学生から高校生を対象に、いじめ防止対策を推進することを目的としているため、就学前の児童及び18歳以上の青少年は対象外であると回答する。

教育委員より、条例第18条第3項に「正当な理由なくその際に知り得た個人情報他人に漏らしてはならない。」とあるが、ここでいう「正当な理由」とは何かとの質問があり、総合教育センター所長より、調査委員会の関係者等に情報を提供することであると回答する。

議案第14号 加西市子どものいじめ防止等に関する条例施行規則の制定について

総合教育センター所長より、加西市子どものいじめ防止等に関する条例施行規則の制定について説明する。この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものである。

以降、当該施行規則について説明する。

教育委員より、施行規則の第5条第2項に「代理人を出席させることができる。」とあるが、代理人とは誰を指すのか、また、誰が代理人を指名するのかとの質問があり、総合教育センター所長より、ネットワーク会議を開催するときは、構成機関の長宛てに招集をかけるが、長が都合の悪い場合は、その機関の別の者の代理を認めており、その機関の長が代理人を指名すると回答する。

教育委員より、今回配付された説明資料は、今後どのような使われ方をするのかとの質問があり、総合教育センター所長より、この度の教育委員会のための資料であるが、議会や市民への説明にも活用する予定であると回答する。

教育委員より、ネットワーク会議の名称が「いじめ対応加西市ネットワーク会議」であるが、一般的には「加西市〇〇会議」という名称の付け方が多いが、この名称で正しいのかとの質問があり、学校教育課長より、以前より、兵庫県がこの会議の名称を使用して各教育事務所単位でネットワークを構築しており、加西市でもその名称を継承して使用していると回答する。

教育委員より、相談体制等の整備の中で、「安心して相談等ができるようにいじめに関する相談体制を整備し、これを周知しなければならない。」とあるが相談しやすい体制を示してほしいとの要望がある。総合教育センター所長より、市民又は事業者という文言を入れているのも、会社等の組織としてもいじめ問題に速やかに対応していただくことをお願いしたいからである。市民一人一人が、また組織の皆さんが、いじめ問題に対して意識を持っていただくことが、早期発見に大変重要になってくる。市民がいじめの情報をどこに流せばよいのかを明確化することにより、いじめ防止に速やかに対応することができると回答する。

議案第15号 加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例について

こども未来課長より、加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例について説明する。これまで学童保育を開設していなかった賀茂地区、宇仁地区について、来年度より開設できることになったため、全ての小学校区において、学童保育園を開設することになった。よって、この度条例を改正することになった。変更内容は、入園資格として、従来は保護者及び同居の親族等に保育することができない理由が必要であったが、保護者のみの理由でよくなった点、そして、賀茂と宇仁の学童保育園の設置、北条と九会に第2学童保育園を設置した点である。

教育委員より、賀茂と宇仁地区では、これまで放課後子ども教室を運営していたが、学童保育園ができることにより放課後子ども教室はなくなるのかとの質問があり、こども未来課長より、そのとおりであると回答する。

議案第16号 児童生徒の就学すべき学校の区域を指定する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長より、児童生徒の就学すべき学校の区域を指定する規則の一部を改正する規則の制定について説明する。小学校の区域の整理と「一部」「区域を除く」の文言の使い分けを整理し、また、学区外小中学校入（通）学承認申請書の様式の見直しを行った。これらの見直しに合わせて、市のホームページ上で電子地図により、本来就学すべき学校がどこかわかるようにする予定である。

9. 議決事項

議案第4号 平成27年度教育の重点の策定について

原案どおり可決

議案第5号 加西市教育振興基本計画審議会設置要綱の制定について

原案どおり可決

議案第6号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決

議案第7号 加西市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決

議案第8号 加西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決

議案第9号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決

議案第10号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

原案どおり可決

議案第11号 加西市教育委員会評価委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定につ
いて

原案どおり可決

議案第 1 2 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

議案第 1 3 号 加西市子どものいじめ防止等に関する条例の制定について

原案どおり可決

議案第 1 4 号 加西市子どものいじめ防止等に関する条例施行規則の制定について

原案どおり可決

議案第 1 5 号 加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例について

原案どおり可決

議案第 1 6 号 児童生徒の就学すべき学校の区域を指定する規則の一部を改正する規則
の制定について

原案どおり可決

10. 報告事項

(1) 教育長から

教育長より、加西文化・スポーツ振興賞賜金について報告する。

加西市には、市民の文化及びスポーツの高揚と振興を図るために、全国規模以上の各種競技会、コンクール等に出場する個人及び団体に対し、文化・スポーツ振興賞賜金を贈呈する制度がある。この度、中学生と高校生の二人に、加西市教育委員会より賞賜金を贈呈した。一人は、2月5日から開催された「全国中学校スキー大会」のスラローム競技に出場した北条中学校3年生の高部侑太君。もう一人は、昨年10月に開催された「長崎がんばらんば国体」で少年女子バレーボール競技に出場した岡山理大附属高校3年生の丸山美緒さん。「今後も目標に向かって努力を続けていきます。」という二人の姿勢に心打たれた。

次に、市町組合教育委員会教育長会議について報告する。

2月10日、市町組合教育委員会教育長会議が開催され、県教育委員会教育長より、平成27年度県教育委員会当初予算重点政策の概要説明があった。中でも、新規事業として、学力向上に向けた、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、国語と算数・数学で、A問題を中心に、つまずきやすいポイントとその指導法を整理した指導事例集の作成があった。指導事例集は、つまずき解消のための授業改善に大変役立つものと期待している。

続いて、兵庫県市町村組合教育委員会連合会常任理事会について報告する。

2月13日、兵庫県市町村組合教育委員会連合会常任理事会が開催され、平成27年度の研修会について協議した。兵庫県市町村組合教育委員会連合会定時総会・研修会は5月20日（水）西脇市で、地区別教育委員研修会は6月以降に県下で、また、全県女性教育委員研修会は6月30日（火）姫路市で、そして、近畿市町村教育委員研修会は京都市で開催される予定である。それぞれの研修会でのテーマについては、アンケートをもとに、現在、検討中である。テーマ等の詳細については、連絡が入りしだい教育委員に伝える。

(2) 教育総務課長の報告

教育総務課長より、加西市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する教育長訓令の制定について報告する。改正の項目は、法律の条ずれが生じたため、「第14条」を「第15条」に改正するものである。

次に、教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する教育長訓令の制定について報告する。改正の項目は、法律の条ずれが生じたため、「第26条第3項」を「第25条第4項」に改正するものである。

続いて、教育施設耐震化事業等の進捗状況について報告する。

富田小学校南校舎地震改築工事は、屋根スラブ工事が計画通り進んでいる。九会小学校南校舎・善防中学校体育館・富合小学校北校舎耐震補強工事と北条東幼稚園整備工事は、完成している。

九会小学校北校舎、下里小学校北校舎耐震補強工事設計は、委託期間を延長しており現在85%の進捗である。賀茂小学校校舎耐震補強工事設計、西在田小学校地震改築工事設計委託業務は、95%になっている。善防公民館空調設備改修工事は、空調設備機器の取り付け中で80%の進捗である。教育施設天井等非構造部材落下防止対策工事設計委託業務は、95%の進捗である。加西中学校屋外環境整備工事は、雨水貯留槽設置と倉庫が完成しており80%の進捗である。北条中学校南門スロープ設置工事は、解体工事の準備に入っている。

(3) 学校教育課長の報告

学校教育課長より、平成27年度の就学援助について報告する。経済的な理由によって、

就学困難である児童生徒の保護者に対して、学校で必要な経費を援助する趣旨で毎年行っている。2月4日に小・中・特別支援学校に案内文を配布し手続きを進めた。この時期に行うのは、新小学校5年生と新中学校3年についてで、自然学校と修学旅行の関係で経費的に負担がかかるので、その保護者に関しては、2月23日までに申請を上げてもらって、できるだけ早い段階で支給ができるようにしている。

所得基準額については、例年加西市で所得基準額の算定をしているが、それは算定基準表を基に緻密な計算をしており大変複雑であった。今年は、過去5年間の支給実績の平均値でグラフを作り、2人世帯では176万円、3人世帯では221万円となり、45万円の加算による数値で行けば、手厚く現状の世帯をほぼ含むことができた。これにより事務量の軽減と、年によって2人世帯が手厚いとか、3人世帯が手厚いといった年ごとの変動を避けることができる。平成27年度以降については、物価上昇等で見直しが必要となるが、このような基準を設ける。

(4) こども未来課長の報告

こども未来課長より、加西市子ども子育て支援事業計画（答申）について報告する。加西市子ども子育て支援事業計画の原案ができた。計画の策定については、15名の委員で、平成25年9月より話し合いを行い、1月30日が最終日で答申が出た。答申は4項目あり、ソフト面として、加西市の特性に応じた支援策を講じる。産業面として、小さな子供を抱える父親・母親がしっかり働ける環境整備への取り組み。計画がしっかり実行できるように、5か年の計画に沿った進捗状況の報告を行い着実に進める。基本理念として、安心して子どもを産み育てる加西市づくり、すばらしい子育てができる市となるように努力をする。以上4項目について答申があった。

(5) 文化スポーツ課長の報告

文化スポーツ課長より、第12回加西ロマンの里ウォーキングについて報告する。12回目となり、加西市体育協会の主催事業で、今回は産業団地内を出発するため企業より駐車場について協力をいただき、風土記関連の地、南網引の糠岡から南網引の湿原を回るコースと、長いコースでは鶉野飛行場跡まで足を延ばすコースがある。

(6) 総合教育センター所長の報告

総合教育センター所長より、青少年健全育成カレンダーについて報告する。総合教育セン

ターと青少年補導委員連絡協議会が作成した。部数は4,300部、配布先は、小・中・特別支援学校の全児童生徒・職員及び公民館、幼稚園、保育園、町の回覧での配布を考えている。カレンダーにいじめ防止運動作品展の標語やポスターとともに、来年度の学校行事も入れている。

11. 協議事項

なし

12. 教育委員の提案

なし

13. 今後の予定について

- ・平成27年第1回臨時教育委員会 3月3日（火）18:00～ 市役所5階小会議室
- ・平成27年第3回定例教育委員会 3月27日（金）14:00～ 市役所1階多目的ホール
- ・平成27年第4回定例教育委員会 4月22日（水）13:30～ 総合教育センター
- ・卒業証書授与式の出席予定について

この会議録は、事務局職員が作成したものであるが、真正であることを認めここに署名する。

平成 27 年 2 月 23 日

出席委員

(出席委員署名)